「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改

正

案

現

行

## 15-12 (略)

 $1 \sim 5$  (略)

6 返済期限が1年後に到来する債権(規則第15条第1号から第11号までに掲 げる資産に属するものを除く。)で分割返済の定めがあるものについては、 1年内の分割返済予定額を正確に算定しうるものであっても1年内の返済予 定額が資産の総額の100分の5以下である場合には、その全額を投資その他の 資産として記載することができる。

なお、分割返済の定めがあっても、個々の分割返済の金額及び期日の定め がないため1年内の返済予定額を正確に算定できないものについては、その 全額を投資その他の資産として記載するものとする。ただし、適当な方法に よって1年内に返済が見込まれる額を算定し、その金額を流動資産として記 載することができる。

17-1-2 通常の取引以外の取引に基づいて発生した手形債権の金額|17-1-2 通常の取引以外の取引に基づいて発生した手形債権の金額 が資産の総額の100分の5以下である場合には、当該手形債権につい ては、規則第17条第1項第2号に規定する受取手形の科目に含めて記 載することができる。

19 (略)

1 (略)

- 2 株主、役員若しくは従業員に対する短期債権を区分掲記しなければならな い場合とは、株主、役員若しくは従業員に対する短期債権の合計額が資産の 総額の100分の5を超える場合をいう。
- 3 仮払金その他の未決算勘定でその金額が資産の総額の100分の5を超えるも のについては、当該未決算勘定の内容を示す名称を付した科目をもって掲記 するものとする。

4 (略)

- 5 金銭の信託及びデリバティブ取引により生じる正味の債権で、それぞれの 合計額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該金銭の信託等 の内容を示す名称を付した科目をもって掲記するものとする。
- 6 通常の取引以外の取引に基づいて発生したリース債権又はリース投資資産 で1年内に期限が到来するものについて、それぞれの合計額が資産の総額の 100分の5を超える場合には、リース債権又はリース投資資産の科目をもっ て掲記するものとする。

33 (略)

1 (略)

15-12 (略)

 $1 \sim 5$  (略)

6 返済期限が1年後に到来する債権(規則第15条第1号から第11号までに掲 げる資産に属するものを除く。)で分割返済の定めがあるものについては、 1年内の分割返済予定額を正確に算定しうるものであっても1年内の返済予 定額が資産の総額の100分の1以下である場合には、その全額を投資その他の 資産として記載することができる。

なお、分割返済の定めがあっても、個々の分割返済の金額及び期日の定め がないため1年内の返済予定額を正確に算定できないものについては、その 全額を投資その他の資産として記載するものとする。ただし、適当な方法に よって1年内に返済が見込まれる額を算定し、その金額を流動資産として記 載することができる。

が資産の総額の100分の1以下である場合には、当該手形債権につい ては、規則第17条第1項第2号に規定する受取手形の科目に含めて記 載することができる。

19 (略)

(略)

- 2 株主、役員若しくは従業員に対する短期債権を区分掲記しなければならな い場合とは、株主、役員若しくは従業員に対する短期債権の合計額が資産の 総額の100分の1を超える場合をいう。
- 3 仮払金その他の未決算勘定でその金額が資産の総額の100分の1を超えるも のについては、当該未決算勘定の内容を示す名称を付した科目をもって掲記 するものとする。

4 (略)

- 5 金銭の信託及びデリバティブ取引により生じる正味の債権で、それぞれの 合計額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、当該金銭の信託等 の内容を示す名称を付した科目をもって掲記するものとする。
- 6 通常の取引以外の取引に基づいて発生したリース債権又はリース投資資産 で1年内に期限が到来するものについて、それぞれの合計額が資産の総額の 100分の1を超える場合には、リース債権又はリース投資資産の科目をもっ て掲記するものとする。

33 (略)

> 1 (略)

- 規則第31条の4に規定するリース債権又はリース投資資産で、それぞれの1 2 規則第31条の4に規定するリース債権又はリース投資資産で、それぞれの1

合計額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、リース債権又はリ ース投資資産の科目をもって掲記するものとする。

42-2 規則第42条第2項に規定する土地再評価法第10条に規定する差額を注記 42の2-2 規則第42条の2第2項に規定する土地再評価法第10条に規定する差 に係る再評価差額がある場合には、重要性が乏しい場合を除き、これらの関係 が明確となるように記載する必要があることに留意する。

## 47-6 (略)

1.2 (略)

3 返済期限が1年後に到来する債務(規則第47条第1号から第5号までに掲 げる負債に属するものを除く。) で分割返済の定めがあるものについては、 1年内の分割返済予定額を正確に算定しうるものであっても1年内の返済予 定額が負債及び純資産の合計額の100分の5以下である場合には、その全額を 固定負債として記載することができる。

なお、分割返済の定めがあっても、個々の分割返済の金額及び期日の定め がないため、1年内の返済予定額を正確に算定できないものについては、そ の全額を固定負債として記載するものとする。ただし、適当な方法によって 1年内に返済が見込まれる額を算定し、その金額を流動負債として記載する ことができる。

4 (略)

債務の金額が負債及び純資産の合計額の100分の5以下である場合には、当該 手形債務については、 規則第49条第1項第1号に規定する支払手形の科目に 含めて記載することができる。

### 50 (略)

1 株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務を区分掲記しな ければならない場合とは、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の 短期債務の合計額が負債及び純資産の合計額の100分の5を超える場合をいう

(略)

- 3 仮受金その他の未決算勘定でその金額が負債及び純資産の合計額の100分の 5を超えるものについては、当該未決算勘定の内容を示す名称を付した科目 をもって掲記するものとする。
- 4 デリバティブ取引により生じる正味の債務でその合計額が負債及び純資産 の合計額の100分の5を超えるものについては、当該デリバティブ取引により 生じる正味の債務の内容を示す名称を付した科目をもって掲記するものとす る。

合計額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、リース債権又はリ ース投資資産の科目をもって掲記するものとする。

<u>額を注記する場合であって、規則第8条の30第1項に規定する賃貸等不動産の</u> うち土地に係る再評価差額がある場合には、重要性が乏しい場合を除き、これ らの関係が明確となるように記載する必要があることに留意する。

#### 47 - 6(略)

1. 2 (略)

3 返済期限が1年後に到来する債務(規則第47条第1号から第5号までに掲 げる負債に属するものを除く。) で分割返済の定めがあるものについては、 1年内の分割返済予定額を正確に算定しうるものであっても1年内の返済予 定額が負債及び純資産の合計額の100分の1以下である場合には、その全額を 固定負債として記載することができる。

なお、分割返済の定めがあっても、個々の分割返済の金額及び期日の定め がないため、1年内の返済予定額を正確に算定できないものについては、そ の全額を固定負債として記載するものとする。ただし、適当な方法によって 1年内に返済が見込まれる額を算定し、その金額を流動負債として記載する ことができる。

4 (略)

49-1-1 47-6 に掲げる通常の取引以外の取引に基づいて発生した手形上の 49-1-1 47-6 に掲げる通常の取引以外の取引に基づいて発生した手形上の 債務の金額が負債及び純資産の合計額の100分の1以下である場合には、当該 手形債務については、 規則第49条第1項第1号に規定する支払手形の科目に 含めて記載することができる。

50 (略)

1 株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務を区分掲記しな ければならない場合とは、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の 短期債務の合計額が負債及び純資産の合計額の100分の1を超える場合をいう

- 3 仮受金その他の未決算勘定でその金額が負債及び純資産の合計額の100分の 1を超えるものについては、当該未決算勘定の内容を示す名称を付した科目 をもって掲記するものとする。
- 4 デリバティブ取引により生じる正味の債務でその合計額が負債及び純資産 の合計額の100分の1を超えるものについては、当該デリバティブ取引により 生じる正味の債務の内容を示す名称を付した科目をもって掲記するものとす る。
- 53 規則第53条に規定する株主、役員若しくは従業員からの長期借入金を区分掲 53 規則第53条に規定する株主、役員若しくは従業員からの長期借入金を区分掲 |記しなければならない場合とは、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金|| 記しなければならない場合とは、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金|

意する。

(削除)

### 第九章 (略)

- 132 規則第132条に規定する注記は、重要な項目について、当該外国会社の財務 130 規則第130条に規定する注記は、重要な項目について、当該外国会社の財務 書類と当該会社が本邦における会計処理の原則及び手続に基づいて作成したと 仮定した場合の財務諸表とを比較した相違を金額により記載することができる 場合には、当該金額による相違も記載するものとする。
- 133-2 規則第133条第2項の規定に関しては、次の点に留意する。
  - 1 (略)
  - 2 注記の内容に関しては、その旨を記載するとともに、当該事項に係る科目 その他記載の内容について十分に理解せしめるために必要な事項を記載する ものとする。なお、この注記は、規則第132条に規定する注記と併せて記載す ることができる。
- 134 規則第134条に規定する本邦通貨に換算した金額は、一定の日における為替 132 規則第132条に規定する本邦通貨に換算した金額は、一定の日における為替 相場により換算した金額とし、同条に規定する注記は、当該為替相場について 、その日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を記載するものとする。

(別記事業関係)

(略)

- 1 (略)
- 2 (略)
  - $(1) \sim (3)$  (略)
  - (4) (略)
  - ①~② (略)
  - 図 規則第42条に規定する再評価に関する注記

26~30 (略)

(削除)

(略)  $(31) \sim (40)$ 

3 · 4 (略)

の合計額が負債及び純資産の合計額の100分の5を超える場合であることに留 の合計額が負債及び純資産の合計額の100分の1を超える場合であることに留 意する。

> 68の2 規則第68条の2に規定する契約により剰余金の配当について制限を受け ている場合とは、契約によって分配可能額のうち配当に充当することができな い部分を金額によって制限されているもののほか、配当率が制限されているも の又は一定の財務比率を維持する等の制約によって、配当可能利益の一部が結 果的に配当に充当することができなくなる場合等を含むものとし、同条に規定 するその旨及びその内容の注記は、契約により配当制限を受けている旨、配当 制限が付されている契約の内容、当該契約に定められている配当制限の方法及 び配当に充当することが制限される額を記載するものとする。

# 第八章 (略)

書類と当該会社が本邦における会計処理の原則及び手続に基づいて作成したと 仮定した場合の財務諸表とを比較した相違を金額により記載することができる 場合には、当該金額による相違も記載するものとする。

131-2 規則第131条第2項の規定に関しては、次の点に留意する。

(略) 1

- 2 注記の内容に関しては、その旨を記載するとともに、当該事項に係る科目 その他記載の内容について十分に理解せしめるために必要な事項を記載する ものとする。なお、この注記は、規則第130条に規定する注記と併せて記載す ることができる。
- | 相場により換算した金額とし、同条に規定する注記は、当該為替相場について 、その日、換算率、為替相場の種類その他必要な事項を記載するものとする。

(別記事業関係)

(略)

- 1 (略)
- 2 (略)

 $(1) \sim (3)$  (略)

(4) (略)

①~② (略)

題 規則第42条及び第42条の2に規定する再評価に関する注 記

26~30 (略)

③ 規則第68条の2に規定する配当制限に関する注記 ③2~④ (略)

3 • 4 (略)

```
5 (略)
                                                 5 (略)
 (1) \sim (4) (略)
                                                  (1) \sim (4) (略)
                                                  (5) (略)
 (5) (略)
  ①~② (略)
                                                   ①~② (略)
  ◎ 規則第42条に規定する再評価に関する注記
                                                    □ 規則第42条及び第42条の2に規定する再評価に関する注
                                                    記
  ∞ (略)
                                                    ∞ (略)
   (削除)
                                                    ③ 規則第68条の2に規定する配当制限に関する注記
  <u>③</u> ~<u>④</u> (略)
                                                    ③~④ (略)
6 \sim \overline{11} (略)
                                                 6 \sim \overline{11} (略)
12 (略)
                                                 12 (略)
                                                  (1) \sim (3) (略)
 (1) \sim (3) (略)
 (4) (略)
                                                  (4) (略)
  ①~② (略)
                                                   ①~② (略)
  匈 規則第42条に規定する再評価に関する注記
                                                    図 規則第42条及び第42条の2に規定する再評価に関する注
                                                     記
   26~30 (略)
                                                    26~39 (略)
   (削除)
                                                    ③ 規則第68条の2に規定する配当制限に関する注記
                                                    ③2~④ (略)
   ③ ~④ (略)
13\sim\overline{16} (略)
                                                 13 \sim \overline{16} (略)
```